十九、株式会社竹内商店に対する件

昭和五〇年（排）第二四号

排除命令

大阪府東大阪市衣摺二丁目三番一号
株式会社竹内商店
右代表者　代表取締役　竹　内　峯　吉

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社竹内商店は、その販売する「きく泉新みりん」及び「きく泉味みりん」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、次の事項を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

(一)　「きく泉新みりん」は、ぶどう糖、水あめ等に酵素を加えた濃縮液に、うるち米等に米こうじ、酵母、食塩等を加え醸酵させた醸酵液、グルタミン酸ソーダ等を加えて製造された調味料であつて、みりんではなく、また、「純正醸造」、「主原料は澱粉含有穀類」と称することができるものではなく、「特撰」、「糖分その他の栄養分は一・五倍量を含有」の表示は何ら根拠のないものである旨

(二)　「きく泉味みりん」は、「きく泉新みりん」と同じ濃縮液及び醸酵液にアルコールを加えて製造された調味料であ

つて、みりんではない旨

二　同社は、今後、その販売する「きく泉新みりん」及び「きく泉味みりん」と称する調味料並びにこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社竹内商店（以下「竹内商店」という。）は、肩書地に本店を置き、しょう油、ソース等の調味料の卸売業を営む事業者である。

二　竹内商店は、キッコウトミ株式会社に製造させた三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料の発売元として昭和四六年一月から「きく泉新みりん」と称し、また、五五〇ミリリットル入りびん詰の調味料を昭和四九年一月から「きく泉味みりん」と称して、一般消費者を対象とし、近畿地域に販売している。

三　竹内商店は、「きく泉新みりん」三〇〇ミリリットル入りびん詰の肩張りラベル（別添写一の㈠）の中央部に大きく「新みりん」と記載したうえ、「特撰」と表示し、また、胴張りラベル（別添写一の㈡）に「純正醸造」、「特撰」と表示し、更に、「主原料は澱粉含有穀類」、「本味淋と同じ調味成分」、「糖分その他の栄養分は一・五倍量を含有」と記載し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

また、「きく泉味みりん」五五〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写二）の中央部に大きく「味みりん」と記載し、あたかも、当該商品が、みりんに味が付加されたものであるかのように表示している。

四　しかるに、「きく泉新みりん」は、ぶどう糖、水あめ等に酵素を加えた濃縮液に、うるち米等に米こうじ、酵母、食塩等を加え醸酵させた醸酵液、グルタミン酸ソーダ等を加えて製造された調味料であって、みりんではない。

また、「純正醸造」、「主原料は澱粉含有穀類」と称することができるものではなく、「特撰」、「糖分その他の栄養分は一・五倍量を含有」の表示は何ら根拠のないものである。

また、「きく泉味みりん」は、「きく泉新みりん」と同じ濃縮液及び醸酵液にアルコールを加えて製造された調味料であつて、みりんではない。

法令の適用

前記事実によれば、竹内商店は、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹

別添写一





別添写二


アルコール含有
発酵調味料
味みりん
原材料 米・コーン・塩
製造年月日
内容量
本品は米、コーンを発酵させて製造したアルコール含有の新しい調味料です。塩税の関係で食塩が入っておりますがみりんと同様にご使用下さい。糖度がみりんの1.2倍量ありますので少し控えめにご使用下さい。
発売元 株式会社 竹内商店KKK 大阪府東大阪市玉串2丁目9